

防衛庁の損害賠償に関する内訓を次のように定める。

昭和39年6月23日

防衛庁長官 福田 篤 泰

防衛省の損害賠償に関する訓令

改正

昭和40年 2月19日庁内訓第 1号	平成12年 6月29日庁内訓第 9号	平成27年 3月17日省訓令第 1号
昭和43年 9月30日庁内訓第 4号	平成13年 1月 6日庁内訓第 1号	平成27年10月 1日省訓令第39号
昭和48年11月30日庁内訓第10号	平成13年 3月30日庁内訓第12号	平成28年 3月 7日省訓令第 6号
昭和50年12月22日庁内訓第 5号	平成13年 6月27日庁内訓第14号	平成29年 3月 9日省訓令第 5号
昭和52年 4月 7日庁内訓第 2号	平成14年 3月29日庁内訓第11号	平成30年 6月18日省訓令第33号
昭和55年11月29日庁内訓第 3号	平成14年 6月26日庁内訓第12号	令和元年 5月30日省訓令第 4号
昭和56年 5月11日庁内訓第 2号	平成14年10月30日庁内訓第15号	令和 2年 6月29日省訓令第38号
昭和59年 1月14日庁内訓第 1号	平成15年 6月24日庁訓令第54号	
昭和59年 6月30日庁内訓第 5号	平成16年 6月28日庁訓令第57号	
昭和60年 4月 1日庁内訓第 1号	平成17年 6月28日庁訓令第61号	
昭和60年 4月 5日庁内訓第 4号	平成18年 3月27日庁訓令第29号	
昭和61年 3月12日庁内訓第 1号	平成18年 6月26日庁訓令第76号	
昭和62年 3月19日庁内訓第 2号	平成18年 7月26日庁訓令第80号	
昭和63年 3月 9日庁内訓第 1号	平成18年12月26日庁訓令第111号	
平成元年 5月29日庁内訓第 5号	平成19年 6月13日省訓令第40号	
平成 2年 6月 8日庁内訓第 3号	平成19年 8月27日省訓令第136号	
平成 3年 4月12日庁内訓第 3号	平成20年 3月25日省訓令第12号	
平成 4年 4月10日庁内訓第 3号	平成20年 6月30日省訓令第42号	
平成 5年 4月 1日庁内訓第 3号	平成21年 7月 1日省訓令第42号	
平成 6年 6月24日庁内訓第 3号	平成21年 7月29日省訓令第48号	
平成 7年 3月30日庁内訓第 3号	平成22年 4月 2日省訓令第18号	
平成 8年 5月11日庁内訓第 2号	平成22年 6月 4日省訓令第21号	
平成 9年 4月 1日庁内訓第 9号	平成23年 4月 1日省訓令第16号	
平成 9年 6月26日庁内訓第10号	平成24年 3月29日省訓令第12号	
平成10年 6月29日庁内訓第 7号	平成25年 3月19日省訓令第12号	
平成11年 6月30日庁内訓第11号	平成26年 3月10日省訓令第 6号	

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 賠償の種別及び基準（第8条—第16条）
- 第3章 賠償事故の調査及び請求（第17条—第19条）
- 第4章 認定（第20条—第27条）
- 第5章 賠償金の支払等（第28条—第30条）
- 第6章 不服の申立て及び訴訟（第31条—第33条）

第7章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、防衛省が行う損害賠償の実施（以下「損害賠償の実施」という。）について、賠償の範囲、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

（損害賠償を実施する場合）

第2条 損害賠償の実施は、民法（明治29年法律第89号）第3編第5章、国家賠償法（昭和22年法律第125号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）その他不法行為に基づく損害賠償について定める法律の規定により防衛省が損害賠償の責に任ずる場合に行うものとする。

（賠償実施機関の長及び担任区分）

第3条 損害賠償の実施に係る権限を有する者（以下「賠償実施機関の長」という。）及びこの者が行う損害賠償の実施の担任区分は、次の表に掲げるとおりとする。

賠償実施機関の長	損害賠償の実施の担任区分
防衛事務次官	防衛省本省の内部部局及び防衛省本省の内部部局に勤務する職員に係る損害賠償の実施
防衛大学校長	防衛大学校及び防衛大学校に勤務する職員に係る損害賠償の実施
防衛医科大学校長	防衛医科大学校及び防衛医科大学校に勤務する職員に係る損害賠償の実施
防衛研究所長	防衛研究所及び防衛研究所に勤務する職員に係る損害賠償の実施
統合幕僚長	統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊並びに統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊に勤務する職員に係る損害賠償の実施

陸上幕僚長	陸上幕僚監部、陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下この項において同じ。）並びに陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関に勤務する職員に係る損害賠償の実施
海上幕僚長	海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下この項において同じ。）並びに海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関に勤務する職員に係る損害賠償の実施
航空幕僚長	航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下この項において同じ。）並びに航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関に勤務する職員に係る損害賠償の実施
情報本部長	情報本部及び情報本部に勤務する職員に係る損害賠償の実施
防衛監察監	防衛監察本部及び防衛監察本部に勤務する職員に係る損害賠償の実施
地方防衛局長	地方防衛局及び地方防衛支局（東海防衛支局を除く。）並びに地方防衛局及び地方防衛支局（東海防衛支局を除く。）に勤務する職員に係る損害賠償の実施
東海防衛支局長	東海防衛支局及び東海防衛支局に勤務する職員に係る損害賠償の実施
防衛装備庁長官	防衛装備庁及び防衛装備庁に勤務する職員に係る損害賠償の実施

2 賠償実施機関の長は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、損害賠償の実施の担任区分に応じ、その者の監督する部隊若しくは機関の長又はその他の職員に損害賠償の実施に係る権限の全部又は一部を委任することができる。

(防衛大臣の指示)

第4条 損害賠償の実施について、特殊異例にわたる事案及び事項に係る事務の処理については、そのつど防衛大臣が指示するところにより処理するものとする。

(過失相殺)

第5条 賠償実施機関の長は、損害を賠償する場合において当該損害の発生につき被害者に過失があるときは、その過失の程度に応じて損害賠償額について斟酌するものとする。

(賠償額の控除)

第6条 賠償実施機関の長は、法律の規定により、損害を填補する義務を負う者が当該損害を填補した場合には、当該損害を填補した者から代位請求されるべき額を損害賠償を請求する権利を有する者（以下「賠償請求権者」という。）に対し支払うべき損害賠償額から控除するものとする。

(平均収入日額)

第7条 平均収入日額は、次の各号に掲げる所得につき当該各号に定めるところにより算出した額とする。

(1) 勤労所得

勤労により所得を得ている者については、その者が給与額算出期間（損害の発生した日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間を原則とし、所得を得ていた期間が1年に満たない場合はその月数）において勤労の対価として取得した給与の総額（以下「年間給与所得」という。）を給与額算出期間の総日数で除した額。ただし、高額所得者については、年間給与所得から給与額算出期間に係る国税及び地方税の額（給与額算出期間においてその者に勤労による所得以外の所得があった場合は、これをないものとして算出した国税及び地方税の額とする。）を控除した額を給与額算出期間の総日数で除した額

(2) 事業所得

事業により所得を得ている者については、その者が事業所得算出期間（損害の発生した日の属する年の前年1年間を原則とし、所得を得ていた期間が1年に満

たない場合はその月数)において、その事業によって得た総収入金額から当該総収入金額を得るために要した費用の額を控除した額(以下「年間事業所得」という。)を事業所得算出期間の総日数で除した額。ただし、高額所得者については、年間事業所得から事業所得算出期間に係る国税及び地方税の額(事業所得算出期間においてその者に事業所得以外の所得があった場合は、これをないものとして算出した国税及び地方税の額とする。)を控除した額を事業所得算出期間の総日数で除した額

2 35歳未満の者については、前項各号の規定により算出した額が、次項第1号に定める額に満たないときは、同号に定める額を平均収入日額として、次章に定める障害賠償及び遺族賠償の額の算出を行うことができる。35歳以上の者については、前項各号の規定により算出した額が、次項第3号に定める額に満たないときは、同号に定める額を平均収入日額として、次章に定める障害賠償及び遺族賠償の額の算出を行うことができる。

3 第1項各号に掲げる所得のない者(心身の障害等のため就労の見込みのない者を除く。)の平均収入日額は、次の各号のとおりとする。ただし、既に就職先が決定している場合その他相当の確かさをもって将来の就職先が推定できる場合には、その就職先の給与をその者の所得とみなして、前2項の規定により算出した額を平均収入日額とすることができる。

- (1) 幼児、児童、生徒及び学生 男子15,539円 女子10,752円
- (2) 家事従事者 10,752円
- (3) その他所得のない者 10,752円

第2章 賠償の種別及び基準

(賠償の種別)

第8条 損害賠償の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 療養賠償
- (2) 休業賠償
- (3) 障害賠償

- (4) 遺族賠償及び遺族旅費
- (5) 葬儀費
- (6) 慰謝料
- (7) 財産賠償

第8条の2 前条各号に掲げる賠償の額には、損害賠償請求に必要な文書の発行に必要なかつ妥当な実費を含むものとする。

(療養賠償)

第9条 療養賠償は、被害者が負傷し、又は疾病にかかったときから治癒し、又は死亡するまでの間の療養に要した費用に対する賠償とし、当該療養の範囲及び費用の額は、次の各号に掲げるものであって療養上相当と認められるものとする。

- (1) 応急手当費

緊急欠くことのできない手当に要する必要かつ妥当な実費とする。

- (2) 診察料

必要かつ妥当な実費とする。

- (3) 入院料

治療のために必要かつ妥当な実費とする。

- (4) 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とする。

- (5) 通院費、転院費、入・退院費

社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

- (6) 看護料

看護料は、原則として医師が療養上必要と認めた場合のものに限る。

- (イ) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者の看護料

立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

- (ロ) 近親者その他の者の看護料

入院看護をした場合は1日につき4,200円とし、12歳以下の子供若しくは歩行困難な者の通院に付き添った場合又は医師の指示により入院看護に

替えて自宅看護をした場合は1日につき2,100円とする。ただし、立証資料等によりこれらの金額を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

(7) 諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費又は使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とする。

(イ) 入院中の諸雑費

入院1日につき1,100円とする。ただし、立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

(ロ) 通院又は自宅療養中の諸雑費

社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

(8) 温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の附属療養所又はこれに準ずる施設において療養する場合の必要かつ妥当な実費とする。

(9) 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

(10) 義肢等の費用

傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。当該用具を使用していた者が傷害に伴い、当該用具の修繕又は再調達を必要とするに至ったときは、必要かつ妥当な実費とする。

(11) 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とする。

(12) その他の費用

その他社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2 賠償実施機関の長は、療養賠償を受ける被害者が療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒しない場合において、賠償請求権者から請求があったときは、その後の当該被害者に係る一切の損害賠償に代えて、平均収入日額の1,200日分に相当する額から3年を経過した後請求のときまでの間に支払った損害賠償金の額を控除した額を限度として、損害賠償金を支払うことができる。

(休業賠償)

第10条 休業賠償は、被害者が負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため一定の期間休業し、又は被害者が財産上の損害を受け、若しくは事業が制限を受けたために一定の期間休業した場合（代替者を雇い入れ、又は代替物を使用した場合を含む。）における当該期間（以下「休業期間」という。）の喪失利益に対する賠償とする。

2 休業期間においてうべかりし勤労所得又は事業所得の全部又は一部を得ることができない場合における休業賠償の額は、平均収入日額に休業期間の日数を乗じて得た額から、当該休業期間において被害者が得た勤労所得又は事業所得の合計額及び休業のため要しなくなった費用の額を控除して得た額とする。

3 性別を問わず家事従事者に対する休業賠償の額は、平均収入日額に休業日数を乗じた額とする。

4 被害者が代替者を雇い入れ、又は代替物を使用した場合でその必要性が立証されたときの休業賠償の額は、前2項の規定にかかわらず、当該雇い入れ又は使用に要した費用の範囲内において相当と認められる額とする。

(障害賠償)

第11条 障害賠償は、被害者が負傷し、又は疾病にかかり治癒した場合において、なお、身体に障害が存するときのその障害によるその者が将来においてうべかりし利益の喪失に対する賠償とする。

2 障害賠償の額の算定は、別表第1及び別表第2に定めるところによるものとし、後遺障害の等級（以下「障害等級」という。）の決定は、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号。以下「令」という。）別表第1及び別表第2に

定めるところによる。

(遺族賠償及び遺族旅費)

第12条 遺族賠償は、被害者が死亡した場合において、その者が将来においてうべかりし利益の喪失に対する賠償とし、遺族旅費は、被害者の遺族が遺体引取りのためその住所又は居所から死亡地まで旅行したときの旅費に対する賠償とする。

2 遺族賠償の額の算定は、別表第2及び別表第3に定めるところによる。

3 遺族賠償を受けるべき遺族の範囲及び順位については、民法第886条から第890条までの規定に定めるところによる。

4 遺族旅費の額は、実際に要した額で社会通念上妥当と認められるものとする。

(葬儀費)

第13条 葬儀費は、被害者の葬儀に要した費用に対する賠償とし、100万円の範囲内で社会通念上必要かつ妥当な実費を認める。

(慰謝料)

第14条 慰謝料は、被害者又は被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）の負う精神的損害に対する賠償とし、その額の算定は、別表第4に定めるところによるものとする。

(財産賠償)

第15条 財産賠償は、被害者の財産上の損害に対する賠償とし、その額は、次の各項により算出した額とする。

2 動産又は不動産が損害を受けた場合の損害額の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 損害物件が復旧可能の場合は、復旧に要する材料費、労賃、製作費等の費用の合計額から当該損害物件の被害部分を構成していた材料の被害直後の時価を控除した額（以下次号において「復旧費用」という。）

(2) 損害物件が復旧不能の場合、又は復旧可能の場合であって復旧費用が当該損害物件の被害直前の時価からその被害直後の時価を控除した額を超える場合及び復旧を行っても当該損害物件の復旧後の時価がその被害直前の時価にはるかに及ば

ないと認められる場合には、当該損害物件の被害直前の時価からその被害直後の時価を控除した額

(3) 損害物件が滅失した場合は、その被害直前の時価

3 前各項の規定により損害額を算定し難い場合の財産権の損害額については、官公庁、金融機関、信託会社その他相当と認められる者の評価額を斟酌して評定した額とする。

(算定の特例)

第16条 賠償実施機関の長は、次の各号に掲げる場合は、損害賠償額の算定について防衛大臣の裁定を受けなければならない。

(1) 被害者に所得税法（昭和22年法律第27号）に規定する変動所得若しくは臨時所得その他これに準ずる所得又は一時的要因に基づくと認められる所得があるため第7条第1項の給与額算出期間又は事業所得算出期間における当該被害者の所得から同条に定める平均収入日額を算出することが妥当でないとき。

(2) 被害者が職業運動家、芸能人又は任期の定めのある者、その他平均収入日額がその者の別表第2に掲げる年齢に対応する就労可能年数の全期間にわたって継続すると認められない者であるとき。

(3) その他被害者の損害賠償額の算定が困難なとき。

第3章 賠償事故の調査及び請求

(発生報告)

第17条 賠償実施機関の長は、損害賠償の実施に係る事案（以下「賠償事故」という。）が発生した場合において、当該賠償事故が第20条の2第2号に該当すると予想されるものであるときは、速やかに、別紙様式第1による発生報告書を作成し、順序を経て、防衛大臣に報告しなければならない。

2 前項の発生報告書には、賠償事故現場見取図を添付するものとする。

(賠償事故の調査)

第18条 賠償実施機関の長は、賠償事故が発生した場合は、次の各号に定めるところにより賠償事故の状況、原因、賠償責任の有無及び損害の程度等について速やか

に調査し、これらに関する証拠その他参考資料を収集しなければならない。

- (1) 関係職員の陳述書を別紙様式第2により作成すること。
- (2) 被害者、現場目撃者、発見者その他の参考人について被害の状況につき陳述を求め、所要の陳述書を作成すること。
- (3) 実況見分調書を別紙様式第3により作成すること。
- (4) 賠償事故の状況を明確にするための写真及び図面等を作成すること。

(賠償請求書の受理)

第19条 賠償実施機関の長は、賠償請求権者をして別紙様式第4による損害賠償請求書を提出させなければならない。

第4章 認定

(賠償責任の認定)

第20条 賠償実施機関の長は、賠償事故の事実を調査し、その証拠の把握につとめ、賠償責任の有無、その程度及び損害賠償額等を認定しなければならない。

2 前項の認定に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した認定書を作成しなければならない。

- (1) 認定年月日、賠償実施機関の長の官職、氏名及び賠償事故の件名
- (2) 賠償事故の当事者双方の住所、氏名、年齢及び職業
- (3) 賠償事故の発生年月日、賠償事故の発生場所及び事実
- (4) 賠償責任の有無、その程度及び損害賠償額の認定並びに認定の理由
- (5) 職員に対する求償権の有無、その程度及び求償額の認定並びに認定の理由
- (6) その他参考事項

(防衛大臣の認定)

第20条の2 賠償実施機関の長は、次の各号に掲げる賠償事故の処理について、防衛大臣の認定を受けなければならない。

- (1) 当該事故の性質上前条第1項の認定をすることが困難であると認める賠償事故
- (2) 死亡に伴う慰謝料を支払うこととなる賠償事故
- (3) 損害賠償の額が4千万円を超える賠償事故

(平均収入日額の認定)

第21条 賠償実施機関の長は、平均収入日額の認定に当たっては、税務署長、道府県知事、市区町村長又は源泉徴収義務者の証明に係る所得額に基づき、平均収入日額を認定しなければならない。

(療養の費用の認定)

第22条 賠償実施機関の長は、療養に要した費用の認定に当たっては、医療に関する証明書その他の事実証明書に基づき、現に療養に要した費用を認定しなければならない。

(休業期間所得の認定)

第23条 賠償実施機関の長は、休業期間所得の認定に当たっては、医療に関する証明書、勤務先の長、市区町村長等の休業証明書その他休業期間所得を算定するに足る書類に基づき、休業期間所得を認定しなければならない。

(障害等級の認定)

第24条 賠償実施機関の長は、障害等級の認定に当たっては、医師の診断書、後遺症に対する意見書、障害等級決定のための証拠となる書類その他障害等級認定の基礎となる資料に基づき、障害等級を認定しなければならない。

(遺族賠償の認定)

第25条 賠償実施機関の長は、遺族賠償の認定に当たっては、死亡診断書、死体検案書等死亡の事実を証する証明書、相続関係を証する書類その他必要な書類に基づき、遺族賠償の認定をしなければならない。

(財産賠償の認定)

第26条 賠償実施機関の長は、財産賠償の認定に当たっては、損害物件の内容及び帰属を確認するため、これらを証明するに足る書類の提出を求め、これにより財産賠償を認定しなければならない。

(代位請求権の確認)

第27条 賠償実施機関の長は、法律の規定によりその損害の填補をした者（以下「代位請求権者」という。）から損害賠償の請求があったときは、損害賠償請求書そ

の他必要な証拠書類の提出を求め、これによりその権利の有無を確認しなければならない。

第5章 賠償金の支払等

(和解契約の締結及び賠償金の支払等)

第28条 賠償実施機関の長は、損害賠償の責を負うべきものと認定したときは、速やかに別紙様式第5による賠償通知書を作成し、これを賠償請求権者に交付して和解に関する協議を行わなければならない。

2 賠償実施機関の長は、前項の和解が成立したときは、別紙様式第6による和解契約書を作成し、損害賠償金の支払を行うよう措置しなければならない。

3 賠償実施機関の長は、第20条から第26条までの規定による認定及び第27条の規定による確認を行う以前において、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、損害賠償金の一部として別に定める額を被害者又は被害者の父母、配偶者若しくは子に対し概算払することができる。

4 賠償実施機関の長は、前項の規定により概算払をしようとするときは、別紙様式第4の2による損害賠償金概算払請求書を提出させなければならない。

(賠償しない旨の通知)

第29条 賠償実施機関の長は、賠償を要しないものと認定したときは、賠償請求権者に対し賠償をしない旨を理由を付して通知しなければならない。

(賠償実施結果報告)

第30条 賠償実施機関の長は、第17条第1項の規定による報告に係る賠償事故について損害賠償金の支払をしたときは、別紙様式第7による賠償実施結果報告書を作成し、これに第20条第2項の認定書の写し及び第28条第2項の和解契約書の写しを添え、順序を経て、防衛大臣に提出しなければならない。

第6章 不服の申立て及び訴訟

(不服の申立ての受理)

第31条 賠償実施機関の長は、賠償をしない旨の通知又は賠償通知書に示した損害賠償額について、賠償請求権者から不服の申立てがあった場合には、不服申立者に

対し、次の各号に掲げる事項を記載した書類（以下「不服申立書」という。）、損害賠償請求書の写しその他必要な証拠資料の提出を求めなければならない。

- (1) 被害者の住所、氏名、生年月日、賠償事故発生当時の職業及び勤務場所
- (2) 不服申立者の住所、氏名、生年月日及び被害者との関係
- (3) 不服の申立ての年月日
- (4) 不服の申立ての理由

（不服の申立ての審査及び判定）

第32条 賠償実施機関の長は、前条の規定により不服申立書の提出があった場合は、これについて審査を行い、次の各号に掲げる事項を記載した判定書を作成し、これを不服申立者に交付しなければならない。

- (1) 不服の申立ての要旨
- (2) 判定の主旨
- (3) 判定の理由

2 賠償実施機関の長は、前項の判定に対して更に不服の申立てがあった場合は、不服申立書を提出させ、これに前項の判定書の写しを添え、順序を経て、防衛大臣に提出しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の規定による不服申立書の提出を受けた場合は、第1項の規定に準じて判定書を作成し、これを賠償実施機関の長に送付するものとする。

（訴訟提起の報告）

第33条 賠償実施機関の長は、賠償事故に関し賠償請求権者が損害賠償の請求に関する訴訟を提起した場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 訴訟事件のけい属する裁判所名
- (2) 事件番号及び事件名
- (3) 請求の趣旨及び原因
- (4) 当該訴訟が提起されるに至った経緯（特に賠償請求権者と賠償実施機関の長との間の現在までの交渉の経緯）

- (5) 関係人の住所及び氏名又は名称
- (6) 証拠書類の有無及びその内容
- (7) 国の指定代理人とすることを必要と認める者のある場合にはその者の官職及び氏名
- (8) その他参考となる事項

第7章 雑則

(実施規定)

第34条 この訓令の実施に関し必要な事項は、賠償実施機関の長が防衛大臣の承認を得て定めるものとする。

附 則（昭和39年6月23日庁内訓第5号）

この内訓は、昭和39年6月23日から施行し、同年4月1日以降に発生した賠償事故に係る損害及び同日前に発生した賠償事故に係る損害で同日以降に生じたものについて適用する。

附 則（昭和40年2月19日庁内訓第1号）

この内訓は、昭和40年2月19日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則（昭和43年9月30日庁内訓第4号）

この内訓は、昭和43年10月1日から施行し、改正後の別表第3第3号の規定は、同日以降処理する事案について適用する。

附 則（昭和48年11月30日庁内訓第10号）

この内訓は、昭和48年12月1日から施行し、改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、同日以降に発生する損害賠償を要する事案について適用する。

附 則（昭和50年12月22日庁内訓第5号）

この内訓は、昭和51年1月1日から施行し、改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、同日以降に発生する損害賠償を要する事案について適用する。

附 則（昭和52年4月7日庁内訓第2号）

この内訓は、昭和52年4月15日から施行し、改正後の防衛庁の損害賠償に関する

内訓の規定は、同日以降に発生する損害賠償を要する事案について適用する。

附 則（昭和55年11月29日庁内訓第3号）

- 1 この内訓は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、昭和55年12月1日以降に発生する損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年5月11日庁内訓第2号）

- 1 この内訓は、昭和56年5月11日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、昭和56年5月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年1月14日庁内訓第1号）

- 1 この内訓は、昭和59年1月14日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、昭和59年1月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月30日庁内訓第5号）

この内訓は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日庁内訓第1号）

この内訓は、昭和60年4月1日から施行し、改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、同日以降に発生した損害について適用する。

附 則（昭和60年4月5日庁内訓第4号）

この内訓は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和61年3月12日庁内訓第1号）

- 1 この内訓は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この内訓施行の日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月19日庁内訓第2号）

- 1 この内訓は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この内訓施行の日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月9日庁内訓第1号）

- 1 この内訓は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この内訓施行の日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成元年5月29日庁内訓第5号）

- 1 この内訓は、平成元年5月29日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓第7条の規定は、平成元年4月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成2年6月8日庁内訓第3号）

- 1 この内訓は、平成2年6月8日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成2年4月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成3年4月12日庁内訓第3号）

- 1 この内訓は、平成3年4月12日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成3年4月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月10日庁内訓第3号）

- 1 この内訓は、平成4年4月10日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成4年4月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成5年4月1日庁内訓第3号）

- 1 この内訓は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成5年4月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成6年6月24日庁内訓第3号）

- 1 この内訓は、平成6年6月24日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成6年4月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 3 0 日庁内訓第 3 号）

- 1 この内訓は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成 7 年 4 月 1 日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 5 月 1 1 日庁内訓第 2 号）

- 1 この内訓は、平成 8 年 5 月 1 1 日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以降発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日庁内訓第 9 号）

- 1 この内訓は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 6 月 2 6 日庁内訓第 1 0 号）

- 1 この内訓は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成 9 年 7 月 1 日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 0 年 6 月 2 9 日庁内訓第 7 号）

- 1 この内訓は、平成 1 0 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成 1 0 年 7 月 1 日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 1 年 6 月 3 0 日庁内訓第 1 1 号）

- 1 この内訓は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成 1 1 年 7 月 1 日以後発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年 6 月 2 9 日庁内訓第 9 号）

- 1 この内訓は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成 1 2 年 7 月 1 日以後発生し

た損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月6日庁内訓第1号）

この内訓は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日庁内訓第12号）

- 1 この内訓は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成13年4月1日以後発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月27日庁内訓第14号）

- 1 この内訓は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成13年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日庁内訓第11号）

- 1 この内訓は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成14年4月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月26日庁内訓第12号）

- 1 この内訓は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する内訓の規定は、平成14年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月30日庁内訓第15号）

- 1 この内訓は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 防衛庁の損害賠償に関する訓令は、防衛庁における文書の形式に関する訓令の一部を改正する訓令（平成14年防衛庁訓令第53号）の施行の日以後防衛庁訓令として取り扱うものとする。

附 則（平成15年6月24日庁訓令第54号）

- 1 この訓令は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する訓令の規定は、平成15年7月1日以降に発生

した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月28日庁訓令第57号）

- 1 この訓令は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する訓令の規定は、平成16年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月28日庁訓令第61号）

- 1 この訓令は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する訓令の規定は、平成17年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月27日庁訓令第29号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年6月26日庁訓令第76号）

- 1 この訓令は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛庁の損害賠償に関する訓令の規定は、平成18年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月27日庁訓令第80号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成18年12月26日庁訓令第111号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年6月13日省訓令第40号）

- 1 この訓令は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令の規定は、平成19年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成19年8月27日省訓令第136号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓令第12号）

- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

2 (略)

附 則 (平成20年6月30日省訓令第42号)

- 1 この訓令は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令の規定は、平成20年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年7月1日省訓令第42号)

- 1 この訓令は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令の規定は、平成21年7月1日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年7月29日省訓令第48号)

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月2日省訓令第18号)

- 1 この訓令は、平成22年4月3日から施行する。
- 2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令の規定は、平成22年4月3日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年6月4日省訓令第21号)

- 1 この訓令は、平成22年6月4日から施行する。
- 2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令の規定は、平成22年6月4日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年4月1日省訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

2、3 (略)

(防衛省の損害賠償に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第23条による改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項の規定は、施行日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日省訓令第12号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日（附則第3項及び第4項において「施行日」という。）から施行する。

2、3 （略）

（防衛省の損害賠償に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

4 第7条の規定による改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項の規定は、施行日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日省訓令第12号）

1 この訓令は、平成25年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項の規定は、施行日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月10日省訓令第6号）

1 この訓令は、平成26年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第1項各号及び同条第3項各号並びに第8条の2の規定は、施行日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日省訓令第1号）

1 この訓令は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項の規定は、施行日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月1日省訓令第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日省訓令第6号）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項の規定は、施行日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月9日省訓令第5号）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項の規定は、施行日以降に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月18日省訓令第33号）

この訓令は、平成30年6月18日から施行し、改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項の規定は、平成30年4月1日以後に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月30日省訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年5月30日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令（次項において「新訓令」という。）第7条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。
- 3 新訓令様式第4付表第1の（1）及び付表第1の（2）の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年6月29日省訓令第38号）

- 1 この訓令は、令和2年6月29日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省の損害賠償に関する訓令第7条第3項、第9条第

1項第6号、別表第2及び別表第4の規定は、令和2年4月1日以後に発生した損害について適用し、同日前に発生した損害については、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

障害賠償の額の算定方法

障害賠償の額＝平均収入日額×労働能力喪失率×365×ライプニッツ係数

労働能力喪失率：被害者の障害の程度に応ずる障害等級に対応する次の表に定める率。

ただし、すでに後遺障害のある者が傷害を受けたことにより同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の程度に応ずる障害等級に対応する同表に定める率から、すでにあった障害の程度に応ずる障害等級に対応する同表に定める率を控除した率とする。

ライプニッツ係数：被害者の年齢に対応する別表第2に定める係数

労働能力喪失率表

1 被害者の障害等級が令別表第1に該当する場合

障害等級	労働能力喪失率
第1級 第2級	} 100%

2 被害者の障害等級が令別表第2に該当する場合

障害等級	労働能力喪失率
第1級 第2級 第3級	} %
第4級	92
第5級	79
第6級	67
第7級	56
第8級	45
第9級	35
第10級	27
第11級	20
第12級	14
第13級	9
第14級	5

別表第2（第11条、第12条関係）

障害賠償及び遺族賠償の額の算定に用いるライプニッツ係数

年齢	就 労 可能年数	ライプニッツ 係 数	年齢	就 労 可能年数	ライプニッツ 係 数	年齢	就 労 可能年数	ライプニッツ 係 数	年齢	就 労 可能年数	ライプニッツ 係 数
0歳	49年	14.980	26歳	41年	23.412	52歳	16年	12.561	78歳	6年	5.417
1	49	15.429	27	40	23.115	53	15	11.938	79	5	4.580
2	49	15.892	28	39	22.808	54	15	11.938	80	5	4.580
3	49	16.369	29	38	22.492	55	14	11.296	81	5	4.580
4	49	16.860	30	37	22.167	56	14	11.296	82	4	3.717
5	49	17.365	31	36	21.832	57	14	11.296	83	4	3.717
6	49	17.886	32	35	21.487	58	13	10.635	84	4	3.717
7	49	18.423	33	34	21.132	59	13	10.635	85	4	3.717
8	49	18.976	34	33	20.766	60	12	9.954	86	3	2.829
9	49	19.545	35	32	20.389	61	12	9.954	87	3	2.829
10	49	20.131	36	31	20.000	62	11	9.253	88	3	2.829
11	49	20.735	37	30	19.600	63	11	9.253	89	3	2.829
12	49	21.357	38	29	19.188	64	11	9.253	90	3	2.829
13	49	21.998	39	28	18.764	65	10	8.530	91	2	1.913
14	49	22.658	40	27	18.327	66	10	8.530	92	2	1.913
15	49	23.338	41	26	17.877	67	9	7.786	93	2	1.913
16	49	24.038	42	25	17.413	68	9	7.786	94	2	1.913
17	49	24.759	43	24	16.936	69	9	7.786	95	2	1.913
18	49	25.502	44	23	16.444	70	8	7.020	96	2	1.913
19	48	25.267	45	22	15.937	71	8	7.020	97	2	1.913
20	47	25.025	46	21	15.415	72	8	7.020	98	2	1.913
21	46	24.775	47	20	14.877	73	7	6.230	99	2	1.913
22	45	24.519	48	19	14.324	74	7	6.230	100	2	1.913
23	44	24.254	49	18	13.754	75	7	6.230	101	2	1.913
24	43	23.982	50	17	13.166	76	6	5.417	102~	1	0.971
25	42	23.701	51	16	12.561	77	6	5.417			

注：この表の規定にかかわらず、第7条第1項各号及び第2項の規定により平均収入日額を算出した15歳から17歳までの者に係るライプニッツ係数は次表のとおりとする。

年 齡	就労可能年数	ライプニッツ係数
15歳	52	26.166
16	51	25.951
17	50	25.73

別表第3（第12条関係）

遺族賠償の額の算定方法

遺族賠償の額＝（平均収入日額－被害者1日当たりの生活費）×365×ライフニッツ係数

ただし、被害者が恩給又は法令で加入が義務付けられた拠出制の年金を現に受けていた場合には、以下の方法により算定した額を合算することができる。

恩給・年金額×（1－生活費の割合）×（平均余命年数に対応するライフニッツ係数－ライフニッツ係数）

注：(1) 被害者1日当たりの生活費とは、実態調査により確定した額をいう。

ただし、実態調査が困難なとき又は実態調査によることが妥当でないときは、次の表に定める生活費の割合を平均収入日額に乗じて得た額とする。

扶養家族の有無	生活費の割合
有	35%
無	50%

(2) 平均余命年数とは、損害賠償事案発生時における厚生労働省調査による簡易生命表に基づく平均余命をいうものとし、1歳未満を切り捨てた年数をいう。

なお、平均余命年数に対応するライフニッツ係数の適用に当たっては、別表第2の就労可能年数を平均余命年数に読み替えるものとする。

別表第4（第14条関係）

慰謝料の額の算定基準

慰謝料の額は、次の各項に定める額を超えない範囲において、個々の賠償事故について、その性質、加害行為の動機及び態様、故意又は過失の程度、被害の程度、被害者の職業、年齢及び家庭の状況等諸般の事情を考慮し、公平の観念に従って適正な額を算定する。

1 療養に伴う慰謝料

被害者の入院（これと同視し得る自宅療養を含む。）及び通院の日数に応じ、1日につき8,600円とする。ただし、妊婦である被害者が当該負傷又は疾病のため胎児を死産又は流産した場合は、次の表に定める額を加えた額とする。

妊 娠 月 数（週 数）	金 額
3か月（12週）以内	30万円
4か月（13週）から6か月（24週）まで	50万円
7か月（25週）以上	80万円

2 障害に伴う慰謝料

(1) 被害者の障害等級が令別表第1に該当する場合

被害者の障害等級に応じ、次の表に定める額。ただし、被害者に被扶養者があるときは、第1級については1,850万円、第2級については1,373万円とする。

障 害 等 級	金 額
第 1 級	1,650万円
第 2 級	1,203万円

(2) 被害者の障害等級が令別表第2に該当する場合

被害者の障害等級に応じ、次の表に定める額。ただし、障害等級が第1級、第2級又は第3級に該当する被害者に被扶養者があるときは、それぞれ第1級1, 350万円、第2級1, 168万円又は第3級1, 005万円とする。

障 害 等 級	金 額
第 1 級	1, 150万円
第 2 級	998万円
第 3 級	861万円
第 4 級	737万円
第 5 級	618万円
第 6 級	512万円
第 7 級	419万円
第 8 級	331万円
第 9 級	249万円
第 10 級	190万円
第 11 級	136万円
第 12 級	94万円
第 13 級	57万円
第 14 級	32万円

(3) 被害者の障害等級が令別表第1に該当する場合は、初期費用等として、第1級については500万円、第2級については205万円を加算する。

3 死亡に伴う慰謝料

(1) 死亡者本人分

400万円

(2) 遺族分

死亡者1名につき請求権者1名の場合は550万円、2名の場合は650万円、3名以上の場合は750万円とする。ただし、死亡者に被扶養者があるときは、これに200万円を加えた額とする。

様式第1（第17条関係）

発 生 報 告 書

発簡番号

年 月 日

防 衛 大 臣 殿

賠償実施機関の長 ④

次の賠償事故が発生したので報告する。

1 賠償事故の当事者（相手方）		2 賠償事故の当事者（職員）						
(1) 氏名： 男 女 当 歳		(1) 所属：						
(2) 住所：		(2) 官職：						
(3) 職業：		(3) 氏名： 当 歳						
(4) 家族の状況：		(4) 運転免許その他：						
(5) 他の法令により補償等を受けるものであるときは適用される関係法令名								
3 賠償概算見積額								
被害者	見積額	賠償の種別	被害の程度	概算見積額	賠償率(%)	保険等控除額	差引所要額	備考

4 賠償事故の概要

5 処置の概要

- 6 被害者側の状況
- 7 賠償実施機関の長の意見
- 8 その他

注：(1) 営造物の設置又は管理の^{かし}瑕疵に基づく賠償事故の場合における賠償事故の当事者（職員）は、当該営造物の管理職員とする。

(2) 賠償率とは、賠償事故当事者双方の責任比率によって当省が負担すべき割合を100分比で表わしたものである。

(3) 保険等控除額とは、防衛省の損害賠償に関する訓令第6条によって控除すべき額である。

様式第2 (第18条関係)

陳 述 書

陳述者氏名

年 月 日 (当 歳)

住所

職業

1

2

3

4

5

上記は任意に述べたものであり、事実と相違ありません。

年 月 日

陳述者氏名

㊟

記録責任者

所 属

官 職

階級氏名

様式第3（第18条関係）

実況見分調書

被害者 〃の賠償事故について、下記のとおり実況を見分した。

年 月 日

調査官所属

官 職

階級氏名

㊞

- 1 実況見分の日時、天候
- 2 実況見分の場所
- 3 実況見分の立会人
- 4 賠償事故の概要
- 5 賠償事故現場の位置
- 6 賠償事故の様態及び交通状況
- 7 賠償事故に関係ある物件の状況（物件の性能上又は構造上の欠陥若しくはその他の^{かし}瑕疵）
- 8 被害の程度
- 9 過失の判断
 - (1) 加害者の過失
 - (2) 被害者の過失
 - (3) 責任の程度
- 10 その他の参考事項

様式第4（第19条関係）

賠償実施機関の長 殿

請求年月日

賠償請求者の住所、氏名、被害者との関係

賠償請求権者の住所、氏名、被害者との関係

次のとおり請求します。

損害賠償請求書

被害者	氏名		職業	
	生年月日			
	現住所		既往身体障害又は異常	
被害状況	賠償事故発生の日時	年 月 日		
	賠償事故発生の場所			
	損害の種類及び程度			
損害の概算額	総額	円		
	内訳			
<p>上記損害に対し損害保険金又は他の法律に基づく損害の填補^{てん}、補償給付等を受け又は今後受ける場合は、その種類、金額及び支給機関名</p>				

遺 族	氏名、生年月日、被害者との続柄	
証 人		
参 考 事 項		
添付書類：付表第 1 から第 4 までの様式による書類その他		

注：(1) 賠償請求者が賠償請求権者から委任を受けた者であるときは、委任状を添付すること。

(2) 職業欄には、勤務先の所在地、名称、業種、地位を記載すること。

(3) 既往身体障害又は異常欄には、障害賠償を請求する場合のみ記載すること。

付表第1の(1)

診療報酬明細書(入院)

(年 月分)

被保険者証記号・番号				保険者名						
氏名				男・女		大・昭・平・令		年 月 日生		
傷病名	(1) (2) (3) (4) (5)	診療開始日	(1) (2) (3) (4) (5)	転帰	治癒 継続 転医 中止 死亡					
診療期間	自 至	令和 年 月 日	令和 年 月 日	診療実日数	入院 日					
診療内容				点数	金額	診療内容			点数	金額
⑩ 診察	初診 時間外・休日・深夜	×	回			入院年月日 年 月 日				
	指導	×	回			入院 (病・診・衣) 入院料				
⑪ 投薬	内服 薬剤調剤	×	単位回			× 日間				
	屯服 薬剤調剤	×	単位回			× 日間				
	外用 薬剤調剤	×	単位回			入院時医学管理料				
	麻毒調基	×	回			× 日間				
・注射	皮下筋肉内		回			× 日間				
	静脈内		回			× 日間				
点滴・その他			回			食事 円 × 日間				
・処置	(処置名・理学療法)			回		診断書料 通		—		
・手術	(手術名)			回		明細書料 通		—		
・検査	(検査名)					合計 円 (1点単価 円)				
・画像診断	(写真区分・枚数)					決定 円				
・他						(内容細部)				
						医師の所見等(現状及び今後の見通し)				

令和 年 月 日

(医療機関) 住 所 :

病院等名 :

代表者名 :

印

* 内容が網羅されていれば、適時様式を変えて使用することができる。

付表第1の(2)

診療報酬明細書(入院外)

(年 月分)

被保険者証記号・番号				保険者名					
氏名				男・女		大・昭・平・令		年 月 日生	
傷病名	(1) (2) (3) (4) (5)	診療開始日	(1) (2) (3) (4) (5)	転帰	治癒 継続 転医 中止 死亡				
診療期間	自	令和	年	月	日	診療日数	通院	往診	日
診療内容				点数	金額	診療内容		点数	金額
⑩ 診察料	初診	時間外・休日・深夜	×	回		診断書料	通	—	
	再診		×	回		明細書料	通	—	
	外来管理加算		×	回		合計 円(1点単価 円)			
	時間外		×	回		決定 円			
	休日		×	回		(内容細部)			
深夜		×	回						
指導		×	回						
往診		×	回						
往診		×	回						
⑪ 投薬料	内服	薬剤調剤	×	単位回					
	屯服	薬剤調剤	×	単位回					
	外用	薬剤調剤	×	単位回					
・注射	皮下筋肉内		×	回					
	静脈内		×	回					
・処置	点滴・その他		×	回					
	(処置名・理学療法)			回					
・手術	(手術名)			回		医師の所見等(現状及び今後の見通し)			
・検査	(検査名)								
・画像診断	(写真区分・枚数)								
・他									

令和 年 月 日

(医療機関) 住 所:

病院等名:

代表者名:

印

* 内容が網羅されていれば、適時様式を変えて使用することができる。

付表第 2

給与額証明書（勤労所得用）

左記の者過去 1 箇年間の所得につき下記のとおり証明いたします。

年 月 日

氏 名：

生年月日： 年 月 日

現住所：

職 業：

源泉徴収義務者氏名：

所在地：

名 称：

給与支払者職氏名：

㊟

月	給 与	給与に対する控除額		賞 与	賞与に対する控除額	
		国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
計						

注：源泉徴収票貼付をもってこれに代えることができる。

付表第3

所得金額証明書（事業所得用）

年 月 日提出

税務署長 殿

申請者

氏名 _____

現住所 _____ 生年月日 _____

職業 _____ 名称 _____ 電話番号 _____

前年分及び本年分の 申告、更正、決定による事業所得金額は、次のとおり相違ないことを御証明下さい。

適用		事業所得				その他の所得
年度 (事業所得)	税の種類	区分	収入金額 (総収入金額)	必要経費 (総損金)	所得金額	所得金額
年分	税	申告 更正 決定	円	円	円	円
年分	税	申告 更正 決定				
年分	税	申告 更正 決定				

上記の 年分 税の所得金額は 申告書、更正、決定通知書の原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長

㊟

(備考) 道府県知事又は市区町村長による証明の場合は、本様式（ただし、税額を記入すること。）に準ずる。

付表第 4

財 産 被 害 明 細 書

年 月 日

請求者(所有者)住 所

氏 名

印

年 月 日現在

不 動 産									
種 別	数量	取得年月日	被害の程度	復旧に要する費用	復旧前の時 価	復旧後の時 価	備 考		
計									
動 産									
品 種	数量	用途	規格	取得年月日	被 害 の 程 度	復旧に要する費用	復旧前の時 価	復旧後の時 価	備考
計									

注：その他の財産については、本様式に準じて請求者において作成のこと。

様式第4の2（第28条関係）

損害賠償金概算払請求書

請求年月日： 年 月 日

賠償実施機関の長 殿

賠償請求権者

住 所

氏 名

㊟

被害者との続柄

年 月 日、(事故発生場所)において、(被害者名)の(事故の種類)による(受けた損害)に対する損害賠償金の概算払を下記理由により請求いたします。

記

理 由：

注：損害賠償の概算払を請求する者が数名ある場合は、それらの者のうちから代理人を選任させその者から代理権を証する委任状を提出させるものとする。

様式第5（第28条関係）

賠償通知書

発簡番号
年月日

_____殿

賠償実施機関の長 ⑩

年 月 日付貴請求の損害賠償金として下記のとおり決定し、この損害賠償金の支払に当たっては、賠償請求権者との間に和解契約を締結することといたしたいので通知します。

記

損害賠償金額 円

様式第6（第28条関係）

和 解 契 約 書

賠償事故当事者（相手方） 住 所

氏 名

賠償事故当事者（職 員） 所 属

官職氏名

年 月 日、（賠償事故発生場所）において上記両当事者間に発生した賠償事故に関し、（賠償実施機関の長）は下記の賠償請求権者に対して下記の金額を損害賠償金として支払うものとし、下記の賠償請求権者は同金額受領の上は、今後いかなることがあっても、また、いかなる名目でも本件について一切不服を申し立てないことを確約する。

損害賠償金 円

この和解の証として本書2通を作成し、下記の者がそれぞれ1通ずつを保管するものとする。

年 月 日

賠償実施機関の長 官 職 氏 名 ⑩

賠償請求権者 住 所

氏 名 ⑩

様式第7（第30条関係）

発簡番号
年 月 日

防 衛 大 臣 殿

賠償実施機関の長 ㊟

賠償実施結果報告書

賠償事故当事者（相手方_____職員_____）に係る賠償事故について次のとおり損害賠償金の支払を完了したので報告する。

1	請求者及び 請求年月日		年 月 日
2	認定者及び 認定年月日		年 月 日
3	損害賠償金	金 額	
4	損害賠償金 内 訳	療養賠償	葬儀費
		休業賠償	慰謝料
		障害賠償	財産賠償
		遺族賠償及び 遺族旅費	
5	支払年月日	年 月 日	
6	損害賠償金 受領者	氏 名	被害者との続柄 又は関係
		住 所	
7	参考事項		